

平成 28 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

平成 28 年 5 月 11 日 開会
平成 28 年 5 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回臨時輪之内町議会会議録目次

5月11日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長選挙	4
副議長辞職の件	7
副議長選挙	7
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	9
安八郡広域連合議員の選挙	10
議案上程	11
町長提案説明	11
議第36号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第37号（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第38号（提案説明・質疑・討論・採決）	25
閉会	29
会議録署名議員	30

平成28年 5 月11日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成28年 5 月11日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第36号 専決処分の承認について
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第10 議第37号 専決処分の承認について
輪之内町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第38号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第11までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重
土地改良課長	田内満昭		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますから、平成28年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、2番 古田東一君、8番 森島光明君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成27年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○副議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 高橋愛子君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○副議長(田中政治君)

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって高橋愛子君の退場を求めます。

(議長 高橋愛子君退場)

○副議長(田中政治君)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(足利恵信君)

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。平成28年5月11日、輪之内町議会議長 高橋愛子。輪之内町議会副議長様。

○副議長(田中政治君)

お諮りします。

高橋愛子君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、高橋愛子君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

高橋愛子君の入場を求めます。

(3番 高橋愛子君入場)

○副議長(田中政治君)

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

○副議長(田中政治君)

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしたらいいでしょうか。

(「投票」の声あり)

○副議長（田中政治君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、古田東一君、浅野常夫君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

(投票箱点検)

○副議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

2番 古田東一君、3番 浅野常夫君、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

お願いします。

(投票)

○副議長（田中政治君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中政治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、古田東一君、浅野常夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（田中政治君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、浅野常夫君 7 票、森島正司君 1 票、上野賢二君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。

したがって、浅野常夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（田中政治君）

ただいま議長に当選されました浅野常夫君が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

浅野常夫君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

浅野常夫君。

○3 番（浅野常夫君）

一言御挨拶申し上げます。

先ほどは皆さんの御推挙をいただき、議長という大役をいただきました。まだ何も知りませんが、皆さんの御指導・御協力をいただきながら頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。きょうは本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（田中政治君）

浅野常夫議長、議長席にお着きをお願いします。

暫時休憩をいたします。

(午前 9 時 45 分 休憩)

(午前 9 時 46 分 再開)

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 田中政治君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを決定しました。

○議長（浅野常夫君）

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

（副議長 田中政治君退場）

○議長（浅野常夫君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。平成28年5月11日、輪之内町議会副議長 田中政治。輪之内町議会議長様。

○議長（浅野常夫君）

お諮りします。

田中政治君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、田中政治君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

田中政治君の入場を求めます。

（6番 田中政治君入場）

○議長（浅野常夫君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（浅野常夫君）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（浅野常夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（浅野常夫君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票を行います。

2番 古田東一君、3番、私、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、6番 田中政治君、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

(投票)

○議長（浅野常夫君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

北島登君、森島光明君、森島正司君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（浅野常夫君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、森島光明様5票、上野賢二様3票、森島正司様1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、森島光明君が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（浅野常夫君）

ただいま副議長に当選されました森島光明君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

森島光明君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○8番（森島光明君）

ただいま副議長の重責に御推挙を賜り、深く感謝を申し上げます。

私たちは、住民全体の立場に立って行財政運営の批判と干渉をしていくという議会の任務を忘れず、議長を補佐して務めてまいります。

何分にも未熟者でございます。皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浅野常夫君）

日程第4から日程第6までを一括議題とします。

暫時休憩をします。

(午前9時55分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（浅野常夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（浅野常夫君）

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、浅野常夫、高橋愛子君、小

寺強君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

議会運営委員には、4名。森島正司君、北島登君、田中政治君、小寺強君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって委員会において互選を行います。

暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○議長(浅野常夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会委員長には、高橋愛子様、副委員長には、小寺強様。

文教厚生常任委員会は、委員長 田中政治様、副委員長 小寺強様です。

議会運営委員会は、委員長 森島正司様、副委員長 北島登様。

○議長(浅野常夫君)

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員等の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野常夫君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議員には、浅野常夫、森島光明君、田中政治君を指名します。

○議長(浅野常夫君)

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野常夫君）

日程第8、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めて、おはようございます。

5月も半ば、若葉の緑もすがすがしい季節となってまいりましたが、災害といえば去る4月14日に発生した熊本地震、多くの方がお亡くなりになりました。家屋の被害、それから負傷者も大変たくさんおられます。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方が一日も早く生活を再建されることを心から願うばかりでございます。

今回の熊本地震では、最初に発生した震度7の地震が本震ではなくて、28時間後に発生した地震が本震であったという、余りこれまで例のないタイプの地震になって、その後、周辺の大分県など震源域から外れたところでも地震活動が活発化したという意味でも、多少今までの発生とは違う異例のものだったというふうに理解をしております。

日本列島にはくまなく活断層が走っております。まさに地震の巣状態でありますし、近年日本列島は地震の活動期に入ったとも言われております。いつときも気を緩めることなく、防災・減災の対策を推進すべき責務を改めて痛感したところでございます。

さて、本日は、先ほど議長を初め議会の構成も行われ、その体制も確立をされました。今後におきましても、議会と執行部との連携を図りながら住民のための行政を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案理由の概要について、順次御説明を申し上げます。提出案件は、専決処分関係3件でございます。

議第36号の専決処分の承認につきましては、総務省の固定資産評価審査委員会条例（例）等の一部を改正する条例（例）に整合させるべく、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議第37号の専決処分の承認につきましては、地方税法が改正されたことに伴う法人税率の変更、軽自動車税の環境性能割の新設等により、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議第38号の専決処分の承認につきましては、地方税法施行令が改正されたことに伴う国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の変更等により、

輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上をもちまして提案理由説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅野常夫君）

日程第9、議第36号 専決処分の承認について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第36号につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページからごらんいただきたいと思います。

議第36号 専決処分の承認について。平成28年3月31日地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成28年5月11日提出、輪之内町長でございます。

議案書の2ページのほうに専決処分書がついてございます。

3ページのほうに、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例が載せてございます。新旧対照表は1ページのほうでございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

この議第36号の専決処分につきましては、3ページにございます行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

行政不服審査法が全部改正をされまして、平成28年4月1日から施行されるということに伴いまして、平成28年の第1回の定例議会におきまして行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を提出させていただきました。その条例の中で、固定資産評価審査委員会条例の一部改正を行ったところでございます。その折に、総務省から示されました条例（例）、以前は準則というような呼び方をしておりましたが、総務省のその条例の例によりまして改正をしたところでございます。その後、総務省のほうで前回通知をした条例（例）、そちらのほうを一部改正をしたという通知が参りましたので、新しい条例（例）にあわせて今回一部改正をしたというものでございます。

条例（例）といいますのは、先ほど申し上げましたように、かつては準則というような呼ばれ方をしておったものでございますけれども、地方分権の観点から、最近では国の準則は廃止をされまして、国において法律改正等があった場合に各自治体の条例が必要となったときには、各自治体が統一的に全国同じようなスタイルで例規整備をしたほ

うがよいと考えた場合に、技術的助言として条例（例）というのを送付してくるということになっております。そこで、あえて町独自の独自性を盛り込む必要のないものにつきましては、国から送られてきます条例（例）に整合させたほうがよいという判断のもとに条例改正を行っておるものでございます。

それで、具体的に改正部分ですが、新旧対照表をごらんいただきますと、附則を改正したというものでございます。この附則の第2項のところにつきましては、固定資産評価審査委員会条例の経過措置を定めておるところでございますけれども、総務省におきまして新旧対照表にございますように条例の例が改正されたということで、町の条例のほうもそれにあわせて改正をしたというものでございます。

以上で議第36号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今説明されて、国の準則に従って変えたものだというふうな御説明でした。それによって町民に対する影響というのはどういう影響があるのかを教えていただきたいと思っております。

○議長（浅野常夫君）

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

町民にとってどういう影響があるかということでございますが、今回国のほうで少し書きぶりを変えた、経過措置の書きぶりを変えたということで、具体的に地方税法の条項を捉えて、よりわかりやすい形で経過措置を規定したということでございますので、今回の改正によって、町民に前回の条例と何か影響があるのかということは、特に影響はないというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、書きぶりを少しわかりやすく国のほうが変わられたので、それによって町の条例のほうも改正をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

これから議第36号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 専決処分の承認について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第10、議第37号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書の4ページをお開きください。

議第37号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるものとする。平成28年5月11日提出、輪之内町長。

次のページ、5ページが専決処分書です。

まず本案の概略を先に説明させていただきますと、今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより、輪之内町税条例等の一部を改正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主なものは、法人税の引き下げと、軽自動車税の環境性能割の創設と、法律改正等による条項の項ずれ等の字句の改正であります。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明をさせていただきたいと思

います。

お手元の新旧対照表の2ページをお願いしたいと思います。

第11条の3、納税証明事項につきましては、上位法改正に伴います字句の改正でありまして、「軽自動車税」を「種別割」に変更をいたしました。

種別割につきましては、後のほうで出てきますので、そちらで御説明を申し上げます。

第12条、納税期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金について御説明申し上げます。

この改正の趣旨は、修正申告の提出または納付すべき税額を増加させる更生があった場合において、その修正申告または増額更生に係る税について、期限内申告または期限後申告が提出されており、かつ当該期間申告書または期限後申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更生があった後に、当該申告書の提出または増額更生があったとき、当該申告書の提出または増額更生すべき納付すべき税額に達する部分については、延滞金の計算から一定期間を控除して計算できるということに伴う所要の整備であります。

これと同じ趣旨は、4ページを見ていただきますと、32条の2、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれに係る延滞金の徴収について、6ページ、32条の6、法人の町民税の申告納付について、それから9ページをお願いしたいと思います。9ページ、32条の8、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についても同様の趣旨の改正でございます。

また戻っていただきまして4ページ、中ほどにあります第26条の5、法人税割の税率ということでございます。これを御説明申し上げます。

法人税というのは町内に事業所を有した法人に課税される税金でありまして、法人の所得によって決まる法人割と、法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割がございます。その両方を足したものを法人税として町に納付をいただいております。今回、法人税割の改正で、現行の「100分の9.7」から税率を「100分の6」に変更をいたします。今回の改正によりまして法人税の法人税割の税額が下がりますので、町税としては収入が減ることとなります。

この改正の背景について少しお話しさせていただきますと、平成になりましてバブル経済がはじけ、景気が悪化しました。何とか持ち直しの兆しが見えた中、リーマンショックが発生し景気の低迷が長らく続き、結果として法人の所得が減少いたしました。それによって税収も大幅に減った市町村もあると思います。ここ何年か景気が底をつきまして、法人税も回復基調になっておるという現状でございます。しかしながら、国としては、大きな利益を上げている大企業というのは大都市に集中して、大都市と地方の自治体との税収の差が拡大してきたことから、これを是正すべく今回、法人税割を9.7%から6%に変更して、その町税減額分を国の地方法人税に増額して、国の地方法人税と

して徴収したお金を国の一般会計でなくて、地方交付税特別会計に直接入れて、そのお金を地方交付税の原資として、財政力の弱い市町村に手厚く配慮する予定でございます。言い換えれば、自主財源の足りない市町村にお金を配り直す仕組みを導入したという改正でございます。適用は、平成29年4月1日からでございます。

続きまして、12ページをお願いしたいと思います。

第33条、町民税の減免について。これは上位法に伴います字句の改正であります。

同じく12ページの固定資産税の非課税の申告、こちらにも上位法に伴います字句の追加でありまして、独立行政法人労働者健康安全機構を追加いたしました。

続きまして、14ページをお願いしたいと思います。

第42条の7、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告。こちらにも上位法に伴う字句の改正で、項ずれの整備でございます。

そのページにあります、14ページの軽自動車の納税義務者について御説明申し上げますと、こちらは今回軽自動車税が大変大きく変わります。軽自動車税が種別割と新たに創設した環境性能割の2つの税金になるということでございます。

詳しく説明しますと、今回の軽自動車税の背景としましては、現状では軽自動車を取得した段階で、消費税と自動車取得税といった価格に応じた課税が2種類あると。保有段階でも軽自動車税が課税されており、特に移動手段が車に依存せざるを得ない複数を所有する地方の負担が重いという現状がございます。

今回、平成29年4月の自動車取得税の廃止に伴いまして、軽自動車税の環境性能割を創設して、従来の軽自動車税は軽自動車税種別割というふうに変えるということでございます。環境エネルギーの制約に対応するため、次世代の自動車を初めとする環境性能にすぐれた自動車の普及を推進し、特に環境にすぐれた次世代自動車は我が国の自動車産業が先行して開発、資本投資しており、大変有望な成長分野であるので、さらなる競争力を強化するために今回の見直しとなりました。

以下、たくさんの改正がございますので、基本的な考え方についてポイントを絞って御説明したいと思います。

基本的な考え方としては、平成29年4月1日から軽自動車税に新たな環境性能割をつくる。これに伴いまして、現行の軽自動車税を名称を変更し、軽自動車税種別割と呼ぶことにする。課税標準につきましては、自動車の取得価格は課税標準となります。免税点は50万円ということでございます。税率につきましては、燃費基準達成度に応じて決定し、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本としております。ただし、当分の間、上限を2%とすると。また、新車・中古車を問わず対象とする。税率を決定する燃費基準達成度については、技術開発や地方財政の影響を考慮して2年ごとに見直しを行う。そしてこの税は、県が当分の間、新たなる税金の環境性能割を賦課徴収し、市町村に交付をするということでございます。

15ページを開いていただくと、第65条、軽自動車税のみならず課税からずうっとめくっていただきまして18ページ、65条の8、環境性能割の減免につきましては、先ほど申しましたポイントで説明しました環境性能割についての税率、賦課期日、納期等が書いてございます。

次、18ページの66条、種別割の税率から、23ページ、73条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等については、現行の軽自動車税の種別を種別割に名称変更したということがございます。名称変更以外は変更はございません。

それから24ページの特別土地保有税の減免について。こちらにつきましても、上位法に伴う字句の改正であります。

24ページ、附則と書いてありまして、その下に6条の2、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例というのが今回新たにできました。今回新たにできた制度の前に、現在ある制度をお話しさせていただくと、医療費控除の現状というのは、自己または自己と生計を一にする配偶者並びにその親族が支払った医療費の場合、医療費控除を申告で受けることができます。該当というのは、基本的には支払った医療費が10万円を超える、低所得者の方は、総所得金額の200万円未満の場合でも総所得額の5%を超えた場合、この医療費控除ができます。控除の最高は200万円という上限が切っております。

今回の改正は、従来の医療費控除に特例をつくと。今までの医師の処方箋を必要とする医療薬から、処方箋なしで買える、いわゆる市販薬、ドラッグストアで売っているような市販薬を対象とした新しい制度でありまして、期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間ということです。申告区分につきましては、平成30年から平成34年までの間ということで、その間に自己または自己と生計をともにする配偶者及びその他の親族等が医薬品の購入代金を支払った場合について、1万2,000円を超える医薬品を買った場合について、その総所得金額から控除される。その超える部分が8万8,000円ですので、医薬品としては10万円ということになります。それについて対象となると。

どうしてこの制度を創設したかといいますと、やはり医療・介護の需要が拡大しまして、国民の健康寿命を延長するには、やはり国民の皆さんがみずから自己健康管理を推進することも重要であろうということでもあります。その重要性の一方、税制においては現行の医療費控除制度では、自己負担が10万円を超えないと対象とならないと。一般薬品を利用して健康管理しても医薬品控除の対象外となるので、今回新しい制度をつくって、この制度の特徴としては現行の医療費控除が自己負担10万円を対象としておるのと比べて、今回の制度は購入金額を10万円を限度とするなど適用のハードルが低くなっておるということがございます。ただし、一番最初に説明しました医療費控除とは両方は使えない。こちらを使うか、今までのある医療費控除を使うか、どちらかの選択制というふうになっております。

次、25ページの9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定めることにつきましては、上位法の改正による字句の改正であります。

26ページ、めくっていただきまして、9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告と、12条の3、住宅用地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の減額についても、上位法改正による規定の整備であります。

次、28ページ、14条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から29ページ、めくっていただきまして14条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例までは、途中で説明しました、軽自動車税の改正の中のポイントで説明しました環境性能割について、賦課徴収等は県がすることをこの欄に書いてございます。当分の間ということですが。

続きまして、29ページお願いしたいと思います。

29ページの第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、平成27年度税制改正で1年限りとして導入されましたグリーン化特例が期限切れになりますので、現在ある制度を1年延長するということが書いてございます。

続きまして、33ページをめくっていただきたいと思います。

2条による改正ということで、こちらは現行の軽自動車税を種別割に変更する規定の整備でございます。

次、めくっていただきまして35ページ、町たばこ税に対する経過措置ということでございます。たばこ税については、平成27年度の税制改革において改正がありまして、段階的に紙巻たばこが廃止されていくということについての経過措置の規定でございます。

議案に戻っていただいて18ページ、附則第1条、施行日について。この条例は平成28年4月1日から施行する。それ以降は経過措置です。大半は、先ほど説明した期間の延長等に関するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

上位法の改正による改正だと言われますけれども、その改正の内容が、これ読めばわかると言われるかしれませんけれども、本当にこれ理解できないわけですが。

まず今回の条例改正によって、町民の負担する税金は負担増になるのか、負担減になるのか、それがどうなるかということを教えていただきたい。それで、それぞれの今軽

自動車税なんか名前が変わってきますけど、軽自動車税はふえるのか減るのか、どういふ場合がふえて、どういふ場合が減るのか、そういったことを町民にわかりやすく説明できるような説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、あと細かいところですけども、名称変更で軽自動車税が種別割になるんですか。例えばこの新旧対照表の2ページの軽自動車税というところがアンダーラインしてあって、それが種別割になるわけですけども、軽自動車税がそのままそっくりこの種別割というふうになるのかどうかということ。

それと14ページ、64条で、ここで軽自動車税等という言葉の定義が64条であるわけですけども、ところがこの改正案の64条ではこの軽自動車税等の説明がなくなっているわけですが、説明がないにもかかわらず、条文の中には軽自動車税等というのがずうっと使われておる。この軽自動車税等とは一体どういふものなのか。等とは何を含むのかということが読んでいても理解できないわけですけども、これはどういふふうに解釈したらいいのかということをお願いしたいと思ひます。

それから、今の種別割とかもう1つありましたね、その定義がないわけですけども、種別割というのはどういふ種別があるのか、種別割に金額が決まってくるのであれば、どういふ種別があつてそれぞれどういふふうな税金になるのかという記載がない。その辺はどのようにして税金が決まってくるのかわかりません。その辺のところをわかるように説明していただきたいと思ひます。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

4点ほど御質問をいただいたと思ひます。

まず税の負担がどういふぐあいになるかということと、軽自動車税が種別割に変わるのかということと、軽自動車税は等はどういふことかと、種別割の内容について教えてください。これでよろしいですか。

たくさんいただきましたんですけど、まずこの条例の中で町民にどんな影響があるかということですが、町民というのは会社経営の人で見ますと、法人税は減税になりますね、当然のことながら。軽自動車税は環境割というのが今までなかったので増税になります。そして、医療費控除は今までなかったので減税であります。というようなミクロ的に見ればそういうことになるかと思ひます。全体的には減税のほうが強いんです、ミクロ的に見れば。ただ、納税者の立場に立ってみれば、法人税が3.7減税であっても同額が国税の地方法人税としてふえますので、税制全体から俯瞰すれば余り変わらないと。また、軽自動車税で環境性能割ができますけれども、自動車取得税がなくなるのでこれも余り変わらないというふうなことでありまして、突き詰めていけば医療費控除がありますので、減税ではないかなというふうに思っておりますが、この制度については議会

で承認をきょういただければ、また詳しい資料が来ましたら広報等で町民の皆さんに、課税当局としては説明責任がありますのでやっていきたいというふうに思います。

また、今まで軽自動車税と呼んでおったのを環境性能割ができたのでわかりにくいということで種別割というように名前が変質しただけでありまして、これは4番目の御指摘も兼ねてお話しすると、種別割はどうやってやるか、今までの軽自動車税と一緒にですから、種別割というのは、排気量です。排気量によって軽自動車は値段が変わっておったと思うんですけど、排気量によって違ふと。環境割は取得した値段によってかかるということですので、そのすみ分けができたというふうに考えております。

軽自動車税等というのはどういうことやと言ってしまうと、三輪の自動車等を含んでおりますので軽自動車等、また農耕用のもありますので等ということだと思います。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国のほうから説明資料が来たら渡すということのようではすけれども、それを見ないと詳しいことは我々も理解できないというようなことではすけれども、今減税になるか増税になるかということについては、総体的には減税になるというふうに言われましてけれども、それは個々の人で見れば医療にかかった場合は、その方は減税になるかもしれない。しかし、そういう恩恵をこうむらない方は増税になるということになるわけですね。だから、そういうことで、どういう場合にこうなるかということがわからないと、町民にとっては増税か減税かということで、どちらが多いか少ないかというようなことで心配になってくるというわけではすけれども、これは今の段階では細かいことはわからないということでしょうか。わからないまま条例改正を認めてほしいということなんでしょうか。そういうことちょっとお伺いします。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

今、森島議員の御質問の中で、増税か減税かわからないまま説明しておるのかというお話ですが、私は明確に先ほど増税か減税かは申し上げましたし、詳しい内容についても法人税は3.7%の減額になると、軽自動車税については、上限2%の自動車取得税にかわる新しい環境性能税ができるということでありまして、医療費控除につきましても、今までなかった制度でドラッグストアで買った医療費が10万円までにおさまっておれば、今までは救えなかった方がそれを申告すれば医療費控除ができるということで、私なりには明確に説明したつもりでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そういう資料を提出していただけますか。この全協でもいいんですけども。今説明されたことが、口で言っただけでは我々も町民に対して説明することができないんですよ。今回の条例改正には賛成したけれども、内容はわかりませんと。課長は承知の上で提案されていると思いますけれども、これで見ただけでは今言われたことを理解することは非常に難しい。もうこれ3月31日に専決処分されておって、もう5月、2カ月近くなろうとしているわけですけども、この間に本来なら、このような非常に複雑な問題については説明する機会があったんじゃないかというふうに思うわけですけども、ぜひそういう説明資料を提出していただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

最初に申しあげましたように、課税当局としては町民の皆さんに御説明するのが責任でございますので、手に入り次第、また御説明資料を出させていただきたいと思えます。

(挙手する者あり)

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

先ほどからいろいろ御質問されておりますけれど、私もちょっと理解できないんですが、例えば軽自動車に関係すると一番私はよくわかりそうなところなんでお聞きしたいんですが、ただ単に名前が種別割とか、2%を限度に環境関係のものがつくとかいうのは、これは車を取得したときに関係する話だけなのか、それか現有してる車に対しても環境に対して負荷のかかっている古い車の人には増税になってくるのか、あえてそれを県のほうで管理しなくてはならない大きな理由はどこにあるのかということがちょっと理解しにくいんですが、あくまでも車の移動があったときのみの、税の移行があるのであれば、私みたいに十何年も乗っておる者には関係ありませんけれども、それ以外に毎年賦課額が変わってくるのであれば、それについての詳細について、例えば12年以上経年した車に乗っておる人は最大2%の環境税を払わなふえてきますよとか、また新しく創設されましたよということであれば、そのように言っていないとよくわからないんですが、そこら辺どうですか。お尋ねしたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

田中議員の御質問は、環境性能割のことだと思います。環境性能割は取得時ですので、買ったときと。ただし、中古車を買ったときもかかります。そのときにかかるということでございます。毎年かかるというものではございません。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

例えば、私は新車を買ったことがないんであれなんですが、中古車を買ったときかなり性能的に環境負荷がかからない車を買ったときと、本当の古臭い車を買ったときでは上限が2%でついてくると、そういうふうな解釈ですかね。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

御質問の件ですけど、環境に悪い自動車というのはきっと環境に悪いと思うんですが、上限2%です。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

それだけの答えなら、それは何年を経年した車が古くて……、まだあるのか。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

年数でなしに、1%、2%、3%というのは、1%は、私もあんまり車に詳しくないんですけど、32年の燃費基準を達成した車が1%、平成27年燃費基準プラス10%を達成したものが2%、上記以外は3%。ただし、当分の間2%と抑えるということですので、古い車は買ったら32年の燃費基準か27年の燃費基準に該当していなければ、2%の環境性能割がかかるというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

32年というのは昭和32年ということ。

（「平成」の声あり）

○6番（田中政治君）

32年というのは、それは32年が古いのか新しいのか。よくわかるように言ってもらい

たいんやけど、そこら辺。これも1回のカウントであればね。要は古い車を買ったらもうあかんと。新しい車を買えということですか。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

32年と大変言葉足らずで申しわけありませんでした。平成32年の達成する基準ということでありまして、古い車を買うと恐らく平成27年とか、そういう燃費基準には該当してこないと思いますので、上限いっぱい2%がかかるというふうに理解しております。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

32年の規定というかその基準というのはもう決まっているんですかね。これから32年を迎えたときの基準が、今回の改正の中でそこまでも盛り込まれてくるということですかね。まだ何もわかっていないものまで組み込んで物を言ってみえるのか、それがどういう基準が32年に施行されるか私は知りませんが、先のこと。もう1つ聞きたかったのは、これを何で今まで地方のあれであったのが、県のほうから賦課されてくるのかということの意味は何ですかね、これは。町ではやれないのかな、これ。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

まず、環境性能割が町で何でできんのかというお話ですが、当分の間、県がこれを徴収するという。これは国の税調やら何やらで政府が決められたことですので、余り口を挟むことはできないんですけれども、考えておるところによりますと、町は軽自動車税の今までノウハウは、排気量というノウハウでした。購入金額というノウハウは全くございません。県は今までは自動車取得税という税を取って、全くある意味看板のつけかえのようなことができましたので、当分の間は県が親心でやっていただいて、市町村が伸びるまで待つていただくということではないかなというふうに考えております。

32年というのは、もう既にそういう環境基準が決まっておりますとしか言いようがございません。よろしくお願ひしたいと思います。これにつきましても、また資料があれば提供させていただきます。以上です。

○議長（浅野常夫君）

あればまた全協のときに資料を。よろしいですか、それで。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

北島登君。

○7番（北島 登君）

先ほどの税の関係ですが、仮に友達から無料で譲り受けた、名義変更されたらこれはかかるわけですか。その点ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

例えば友達から、名義変更でただでもらったとか、そういうことも今回の課税は環境性能割というのは、一応県がやられるということで、まだ詳しくは来ていないんですけども、調査しましたところ、例えば総務省というところが何年式の車は幾らの残価率があると。5年とか10年とかと。その値段表を持ってきてそれを適用していくということですので、安く買ってもその値段表に当てはまるというようなことでありまして、名義変更をすればかかりますということでもあります。

（「名義変更されたらかかるかと聞いておる」の声あり）

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

もちろんかかりますね。売買ということですので、かかります。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

これから議第37号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

また今いろいろと質問があつて、お答えもありましたけれども、どうも十分納得できない。これによって町民の負担がどうなるのかということがいまいち理解できない。このような状況で、私はわからないまま賛成というわけにはいかない。これによって町民の生活にどのような影響を及ぼすかということが明確になっていない以上、私は賛成できません。

○議長（浅野常夫君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立7名）

○議長（浅野常夫君）

ありがとうございました。

起立多数です。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

日程第11、議第38号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議第38号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成28年5月11日提出、輪之内町長。

専決処分書は22ページということに書いてございます。

それでは、本議案を御説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものがございます。

その内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者層の被保険者の負担に配慮し、軽減措置の対象の拡大のため、今回の改正となりました。

それでは、新旧対照表のほうをお願いしたいと思います。新旧対照表の39ページをお願いしたいと思います。

第2条、課税額について御説明申し上げます。

2項では、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「52万円」を「54万円」に改め、3項では、後期高齢者支援金等課税額に関する課税限度額を「17万円」を「19万円」に改める。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額は全体で現行の85万円から89万

円に4万円アップということでございます。

続きまして、減額について御説明を申し上げます。

23条、国民健康保険税の減額についてでございます。改正は5割軽減、2割軽減の改正でございます。

ページをめくっていただきまして、(2)これは2項ですが、5割軽減についての規定でございまして、5割軽減は現行は33万円プラス26万掛ける当該納税者数を超えないが該当しておったものが均等割の5割を軽減するのですが、この「26万円」のところを「26万5,000円」に変更するものであります。

続きまして、(3)これは2割軽減であります。2割軽減は現行は33万円プラス47万掛ける被保険者数を超えない世帯が該当しておったのが、均等割を2割を軽減するものが「47万円」を「48万円」に変更するものでございます。

議案戻っていただきまして23ページ、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行するものとする。

2条の適用区分については、平成28年度以後の年度の保険税については適用し、平成27年度までの保険税については、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長（浅野常夫君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この条例の施行は、28年4月1日から施行するというので、しかし、28年度以降の国民健康保険税について適用するんだということですが、28年度以降の国民健康保険税は確定申告が済んで、町民の所得割を確定してから決定されるはずなんですが、この項目だけを専決で4月1日からやらなければならない、その理由というのはどういふことなんでしょうか。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

国保税が決まるのは6月1日の所得税だと、7月に納付書が来ると早いという御指摘だと思うんですが、地方税法が改正されました、もとの法律が改正されましたのは4月1日。国保も4月1日が基準日ですので、基準日にあわせて専決処分をして法的整備する、法令上の規範であるというふうに理解しております。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

税務行政上は何らこの専決処分をする必要はないけれども、法整備上やらなければならないと、そういうことなんでしょうか。現実には、28年度分の税金の確定は、6月以降に行われていると思いますけれども、この専決をしなければならないという理由が、要は町民に対して不利益の遡及はできないと。利益の遡及はできるけれども、不利益の遡及はできないというふうな原則があると思うんですが、今回の場合ですと28年度分の税金はまだ決まっていないわけであって、何も4月1日の時点で条例が改正されていないと税務行政が滞るといようなことはないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

税における基準日というのは4月1日ではありますが、例えば町民税は1月1日とか、固定も1月1日。基準日が国保では4月1日です。基準日が決まって賦課徴収に入るわけでありまして、4月1日に地方税法が改正されて、国保の限度額というのも地方税法の中で上限が決められておりますので、それにあわせて法整備をしたということでございます。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野常夫君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

私は税のことはちょっと疎いのでよくわからないんですが、聞いておりますと限度額が85万から89万に上がると。こういうところはよくわかりましたが、上げなくてはならない背景と、もう1つは、これによってどれだけの国保税が増収になってくるのかと。今、高額医療とかいろいろなことで多分医療費もかなり増嵩しているのであれなんですが、とにかく国保も高い高いとちまたではよく言われるので、そこら辺の考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（浅野常夫君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

まず、限度額をなぜ上げるかという御質問が1点目にあつたと思います。限度額とい

うのはやはり地方税法にある限度額ですので、政府の税調等によく審議された結果、政府が決定して国会で決まったということしか言いようがないんですけれども、本当のことを言います。私が推測をしますと、高齢化の進展によって医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が思うように伸びない状態ということがあります。ですから、ここで高所得者の方々に少し負担を願いたいという趣旨ではないかというふうに考えております。

それから、今回の限度額をふやしたことによってどのくらいふえるのかという御質問がありましたね。それは先ほどの中で国保の仕組みを言いましたように、まだ賦課徴収をしていない段階で、どのくらい限度額の人が増えるかということはなかなか推測がしにくい状況で、端的に数字は申し上げることができないんですけれども、もし仮に平成27年度の予算編成時にこの税制があったとしたら、167万ほど税収が上がります。以上です。

○議長（浅野常夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

これで質疑を終わります。

これから議第38号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（浅野常夫君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（浅野常夫君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続

調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野常夫君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（浅野常夫君）

これで本日の日程は全て終了しました。

平成28年度第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午前11時51分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年5月11日

輪之内町議会 議 長

新 議 長

副 議 長

署名議員

署名議員